



ユーカリ Journal

ユーカリ行政書士事務所 FP・特定行政書士 竹内健一

2018年2月1日 第12号

目次

1. 増える「ふるさと納税」
2. シェアリング・エコノミー
3. 時効(相続) について
4. 無料セミナー・相談のご案内

〒181-0012 三鷹市上連雀8-8-11 ☎ 0422-57-7033 FAX 0422-47-6503 <https://www.yuukari.co>

増える「ふるさと納税」

平成 27 年からふるさと納税の控除限度額が拡大されたことなどから、ふるさと納税総額は年々増加しています。

特に、確定申告が不要な「ワンストップ特例制度」が導入され、控除限度額も拡大された 2 年前から急増しています。

返礼品競争の過熱ぶりにたしては、総務省から「返礼品の調達価格を寄付額の 3 割以下におさえること。パソコン、家電製品、家具、宝飾品など資産性の高いもの、プリペイドカード、商品券アなど換金性の高いものを返礼品にしないこと」を求める通達だ



されたことで、自治体における返礼品競争は下火になりそうです。

しかし、税額控除のほかに返礼品が受けられる魅力に惹かれて、その利用も今後も増える見込みです。

「ワンストップ特例制度」の活用

ふるさと納税とは、寄付金のうち 2000 円を超える部分が、所得税や住民税から控除される制度ですが、その適用を受けるには、確定申告をするか、ワンストップ特例の

利用を申請するか選びます。

この制度を利用できるのは、次の 2 つの条件が必要です。

- ① サラリーマンなどともとと確定申告が不要な人
- ② 1 年間のふるさと納税の寄付先自治体が 5 カ所以内

自営業者や年収 2000 万円超で確定申告する人はできません。

控除額には限度額があり、年収や家族構成によって違います。

※確定申告の場合



シェアリング・エコノミー

「公序」から「共助」へ

車を持っているけれど乗る暇がない、店舗は平日のみ営業し土日は空き店舗になる、など自動車や店舗などの遊休資産を利用し希望する人に貸し出してシェア(共有)する仕組みがシェアリング・エコノミーです。欧米では既に広まりつつあり、日本でも今ビジネス界でも注目されています。

このシェアリング・エコノミーについては、政府も力を入れているところであり、自治体レベルでの課題解決の一つの手段として注目されています。

例えば、観光地において自動車乗合いサービスを開始している

ところも増えてきましたが、旅行費用負担が断然軽くなるメリットが出てきます。登録した地元ドライバーの車を活用して移動したい人にスマートフォンなどを使って紹介する仕組みなどもそうですが、その他に民泊仲介などもシェアリング・エコノミーの一つです。

アメリカで流行したこのシステムが 2014 年には日本にも上陸し、日本企業発のサービスも徐々に浸透し始めております。また、日本政府では、「推進室」なるものを設置し、推進し始めてことから今後の飛躍が期待されています。

シェアリング・シティ宣言

秋田県湯沢市、千葉県千葉市、静岡県浜松市、佐賀県多久市長崎県



島原市は、シェアリング・シティを宣言し、地域創生に取り組んでいます。人口 2 万人をきる佐賀県多久市では、働く場所の不足が深刻化する中で、子育て主婦から高齢者までがシェアリング・エコノミーの仕組みを使い、企業などから仕事の発注を受け在宅で働くことができる「ローカルシェアリング事業」を推進しています。

時効(相続)について

遺産相続に時効期間の問題は付き物です。今回は時効について取り上げます。遺産相続に関する時効は、大きく分ければ以下の3つになります。

① 相続を放棄するとき

法律では、遺産の放棄や限定承認は、相続があったことを知った日から3ヶ月以内家庭裁判所に申述しなければなりません。

相続では不動産や銀行預金といったプラス財産だけでなく、借金といったマイナス財産も対象になっているため、判断が遅れてしまうと多額の借金を相続しかねません。

② 遺留分を請求するとき

遺留分を請求する権利を「遺留

分減殺請求権」というのですが、この権利は、相続の開始を知ったときから1年間以内でなければ行使できません。また、たとえ不当の事実を知らなかったとしても、相続の開始から10年の経過で時効になってしまう点にも注意です。

③ 相続税を支払うとき

相続では、相続財産が一定以上あった場合に相続税が課税されます。この相続税の申告は、相続開始を知った翌日から10ヶ月以内に行わなければなりません。中には、相続税額を控除する特例などを利用して課税されずに済む方も多くいますが、控除の特例を受けるには原則、期限内の相続税申告が必須です。

※遺産分割請求権に時効はない



遺産分割協議には時効がありません。相続に期限は定められておらず、権利が消滅することはありません。

時効の問題はどうしても意識が薄く、気付いたら期限を過ぎていた・・・という例は多いものです。とはいえ、時効期間にばかり振り回されているのは、本当に大切な相続財産調査や遺産分割協議といった手続きがいつまでも進まなくなる恐れもあるのです。こうした問題を避けたい場合は、弁護士や行政書士などの専門家に相談することをおすすめします。

豆知識

外国でも緑茶ブーム

最近では、世界各国で緑茶が人気となり緑茶ブームになっています。外国では以前より日本食ファンが多くいますが、和食がユネスコの文化資産に登録されたことや健康志向が高まってきたこともあり、海外でもこの健康的な「緑茶」が注目されています。

海外での飲み方

コーヒーや紅茶に砂糖を入れるように外国の習慣で飲み物に砂糖をいれることは多いですが、緑茶も例外ではありません



ん。特にイスラム教の国々では、緑茶に砂糖を入れて飲む人が多く、甘みたっぷりの緑茶が疲れを癒してくれるという事で人気になっているそうです。

一方では、アメリカのシリコンバレーでは、健康志向の高まりから、砂糖を入れずにカフェインが含まれる緑茶を愛飲するエンジニアが増え、常飲していたエナジードリンクの代替品として数

年前から流行しています。1か月分にコーヒーが4000杯に対して緑茶はペットボトル6万本が消費されるというから人気の高さが窺われます。ちなみにエバーノート社の社長が毎日4、5本飲むほど緑茶好きで、社長室に「おーいお茶(伊藤園)」の特大パネルが飾られているそうです。

この緑茶、ガンに効くことは良く聞きますが、大学の調査では、毎日飲む人は認知症の発症率が3分の1という結果が出ています。

お知らせ

セミナー(無料)のご案内

開催日 平成30年2月14日(水)
午後1時30分より
(三鷹産業プラザ 地下1階)
テーマ 相続と遺言について
講師 FP・行政書士 竹内健一
ご予約は、0422-57-7033
「暮らしの相談室」竹内まで

無料相談会のご案内

開催日 1月20日(水)13:00~15:00
2月21日(水)13:00~15:00
(どんなことでもお気軽にご相談ください)
※その他の日時はご相談ください
場所 三鷹産業プラザ2階
受付内容
相続・遺言 その他ご心配なこと
ご予約は、0422-57-7033へ
(初回相談無料)



セミナー風景

ユーカリ行政書士事務所

FP・特定行政書士 竹内健一
東京都三鷹市上連雀 8-8-11
☎0422-57-7033
Mail:
takeuchi@bc4.so-net.ne.jp